

ら せ



母子家庭医療費 受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期間は、6月30日です。

すでに受給者証を受領している世帯の方には、福祉事務所より更新手続きの書類を送付しますので、早めに手続きをしてください。

また、新たに母子家庭となった世帯の方へも手続きの通知をさし上げます。通知が届かない世帯の方は、市福祉事務所へ申し出てください。

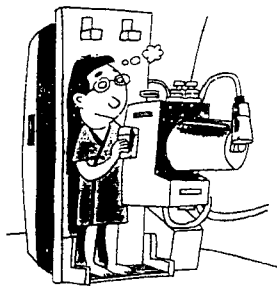
なお、次の方は該当しません。

※所得税を家族の中の者が支払っている世帯

※被扶養者が、すべて18歳に達している世帯

問合先 市福祉事務所 厚生係

成人病総合検診を 忘れずに受けましょう！



平成4年度に検診を受けた方と今年度40歳、50歳、60歳になる方、及び電話で申し込みをされた皆さん、問診票が届きましたか。検診を受ける前に、お手元の通知書にある受診日時と問診票が記入してあるのを確認し、忘れずに検診を受けましょう。

申し込みをせず当日受診会場に来られますと必要書類の記入等のために待ち時間が長くなります。検診を希望される方は、保健環境課までご連絡ください。

問合先 保健環境課

市内全域が 光化学スモッグ発令地域に指定

4月20日から9月16日まで、東桂中学校内にオキシダント測定局を設置します。光化学スモッグ発生のおそれがある場合、その程度に応じて予報、注意報、警報、重大警報が市内全域に発令されます。

光化学スモッグの発令及びそれに伴う解除は、防災無線で市内全域に放送します。

光化学スモッグの発令があったときには、

- ①なるべく屋外に出ない。
- ②屋外での過激な運動は避ける。
- ③物を大量に燃やさない。
- ④不要な車の運転はなるべく避ける。
- ⑤工場等においては、県から指示があった場合は、燃料使用を抑えるなど協力してください。

目がチカチカする
頭痛がする
息が苦しい



アサガオモニター

光化学スモッグの関連でアサガオを生物指標とした光化学スモッグ影響調査「アサガオモニター事業」を市内、谷村第一小学校、都留第一中学校、東桂中学校の三校の協力をいただいで実施することになりました。

心身障害児・者 巡回療育相談

日 時 6月25日(金)

午前10時～午後3時

場 所 文化会館

担当者 整形外科医師・神経科医師
その他の専門職員

相談内容

手足の不自由、知恵や体の発育の遅れなどのこれらの子どもの家庭療育や職業の適性、施設入所の相談、その他

※市福祉事務所、または児童相談所まで予約のお電話をお願いします。

なお、成人の知恵遅れの方の相談も受けます。相談は無料で、秘密はかたく守られます。

問合先 市福祉事務所

都留児童相談所 ☎(43)1520

魚のよろこぶ川を とりもどそう

みんなの力で川をきれいにしましょう。

田植の時期でもあります。

側溝や用水路に油は絶対に流さないでください。

児童手当を 受給されている方へ

児童手当を受給されている方は、6月中に「児童手当現況届」を市福祉事務所へ提出してください。

「児童手当現況届」は、受給者の前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育の状況などを毎年確認するための大切な届け出です。

もし、この現況届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、6月以降の児童手当の支払を受けることができません。

届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

- 現況届用紙
- 印鑑
- 年金加入証明書

(厚生年金に加入している人)

なお、受給中に次のようなことがあった場合は、14日以内に手続きをしてください。

- 住所が変わった時
- 公務員または公共企業体の職員となった時
- 受給者が死亡または資格を失った時
- 子の出生により支給要件児童が増加した時

問合先 市福祉事務所厚生係